相続專用定期貯金



店頭表示金利

+

£0.05%

(税引前)

お取扱開始

令和6年5月1日(水)~

お預入期間 1年

■対象 _{個人}

■ご利用いただける方

相続手続完了後1年以内に相続により取得された定期貯金、共済金、出資金などの資金(当JA以外で取得された資金も対象)で、被相続人の財産を引き継ぐ相続人である方

■お預入れ金額

お一人さま300万円以上、相続財産範囲以内 ※当JA以外でお受取りの相続資金もお預入れ いただけます。

※<mark>平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、復興特別所得税を含む20</mark>.315%(国税15.31<mark>5</mark>%、地方税5%)が課税されます。

※<mark>自動継続扱いの場合、継続後の利率は継続日に</mark>おけるスーパー定期(単利)、<mark>大口</mark>定期貯金の店舗表示金利とします。

※中途解約をされた場合、JA所定の中途解約利率が適用されます。(IB中途解約不可)

(令和6年5月1日現在)

詳しくは最寄りの支店窓口までお問合せ下さい。

JAみな穂ホームページ

中央支店**☎72-1138**

西部支店 272-1160

人 JAみな穂 南部支店☎78-1166 あさひ支店☎83-1111

